



フルサト・マルカホールディングス

# 第3回定時株主総会 招集ご通知

証券コード：7128

## 開催日時

2024年3月28日（木曜日）  
午前10時（受付開始9時）

## 開催場所

大阪市中央区本町橋2番31号  
シティプラザ大阪 2階「SYUN-旬-」  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

## 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役1名選任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/7128/>



©本株主総会は、ご来場の株主様へのお土産の配布を取り止めとさせていただきます。

## ごあいさつ



代表取締役社長 古里龍平

代表取締役会長 飯田邦彦

### <フルサト・マルカグループ理念>

**SLOGAN** 社会への宣言・合言葉  
「その手があったか」を、次々と。

**VISION** 実現したい未来  
「叶えたい」が、あふれる社会へ。

**MISSION** 日々果たすべき使命  
感動提案で今を拓き、  
変化の先まで伴走する。

拝啓 株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に対して心よりお見舞い申し上げます。

フルサト・マルカホールディングス株式会社の第3回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりごあいさつ申し上げます。

当期は、中期経営計画『UNISOL』の2年目として、既存事業成長のための基盤整備と統合シナジーの具現化を完結させ、次なる2ndステージに向かうための重要な期間と位置づけ注力してまいりました。グループ企業各社間の協働・協業も数多くはじまり、相乗効果の具現化が成果として表れてくることを楽しみにして頂ければと思います。また、ホールディングスにおける体制の強化として、EVを含む自動車関連機械の製造販売企業（ティーエス プレジジョン㈱）をグループ化しました。これは、中長期戦略としてのEV関連分野への展開を進める上で、重要な役割を果たすものと期待しております。

また、当社は企業市民としての社会貢献活動を重要視しており、サステナビリティ基本方針を策定し、経済的価値と社会的価値の両立によって、グループ理念のVISIONに掲げる『「叶えたい」が、あふれる社会へ。』の実現を目指しております。当期においては、大学への研究支援への寄附の実施、社員への環境教育としてeco検定の受検推進等を行いました。

今年からスタートする中期経営計画後半の3年間の新たなステージにおいて、新規分野への展開、グローバルマーケットでの飛躍などによる成長の加速化を実現させ、計画の完遂に向けた取り組みを進めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

代表取締役会長 飯田 邦彦

代表取締役社長 古里 龍平

## 招集ご通知

ごあいさつ	1
第3回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
インターネットによる議決権行使のお手続きについて	6

## 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	8
第2号議案 取締役1名選任の件	9

## 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	12
(1)事業の経過及びその成果	12
(2)設備投資の状況	14
(3)資金調達の状況	14
(4)財産及び損益の状況	14
(5)重要な子会社の状況	15
(6)対処すべき課題	15
(7)主要な事業内容	17
(8)主要な事業所及び工場	18
(9)使用人の状況	20
(10)主要な借入先の状況	20
2. 会社の現況	21
(1)株式の状況	21
(2)会社役員の状況	22
(3)会計監査人の状況	27
(4)業務の適正を確保するための体制	27
(5)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	32

## 連結計算書類

連結貸借対照表	33
連結損益計算書	34
連結株主資本等変動計算書	35

## 計算書類

貸借対照表	36
損益計算書	37
株主資本等変動計算書	38

## 監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	39
計算書類に係る会計監査報告	41
監査役会の監査報告	43

## トピックス

トピックス	45
-------	----

株主各位

## 第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2024年3月27日(水曜日)午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 2024年3月28日(木曜日) 午前10時

場 所 大阪市中央区本町橋2番31号  
シティプラザ大阪 2階 「SYUN-旬-」  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

目的事項 報告事項 1. 第3期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第3期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役1名選任の件

電子提供措置に関する事項 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上に「第3回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

<https://www.unisol-gr.com/ir/meeting>

<https://d.sokai.jp/7128/teiji/>

以 上

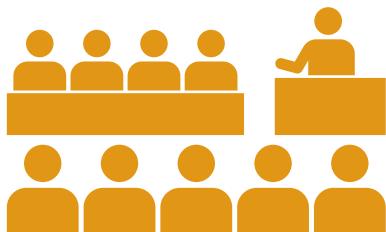
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項について修正をすべき事情が生じた場合は、上記の電子提供措置事項掲載ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。  
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。  
①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表  
したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載の連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、  
当社ウェブサイト (<https://www.unisol-gr.com/ir/meeting>) でお知らせいたします。
- ◎本株主総会では、当社ウェブサイトにて事前の質問受付及び事後の動画配信をいたします。  
事前質問及び事後の動画配信は、当社ウェブサイト (<https://www.unisol-gr.com/ir/meeting>) からアクセスください。  
**受付期限 2024年3月7日（木曜日）午後6時から3月22日（金曜日）午後5時40分まで**

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権の行使には以下3つの方法がございます。

## 1 当日株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場  
受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年3月28日(木)  
午前10時

※当日ご出席の場合は、インターネットまたは議決権行使書の郵送による議決権行使のお手続きは、いずれも不要です。

## 2 インターネットにより行使いただく場合



<https://evote.tr.mufg.jp/>

行使期限

2024年3月27日(水)  
午後5時40分まで有効

次の頁をご参照ください。

※インターネットによる議決権行使が、複数回行われた場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## 3 書面の郵送により行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案  
に対する賛否をご記入のうえご  
投函ください。

行使期限

2024年3月27日(水)  
午後5時40分到着分まで有効

※議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

## <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、インターネットまたは郵送（議決権行使書）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによりのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2024年3月27日（水曜日）の午後5時40分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

##### (1) パソコンによる方法

- ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること  
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。  
（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードで  
のログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行っ  
てください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる  
議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容  
を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株  
主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム  
をご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 | 剰余金処分の件

当社は、利益配分を企業経営にとって最重要事項の一つとして認識しております。配当に関しましては、業績動向、財務状況、将来のための投資に必要な内部留保などを総合的に勘案したうえで決定することを基本方針としております。

第3期の期末配当につきましては、上記方針に従い、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金56円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は1,375,217,144円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年3月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 | 取締役1名選任の件

取締役 竹下敏章、小谷和朗の両氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任となります。つきましては、より機動的な意思決定を行えるようにするため、取締役1名を減員し、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。選任された場合の取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時（2024年12月期に係る定時株主総会終結の時）までとなります。なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名委員会の答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名	当社における地位及び担当	属性
たかはし ひさお 高橋 尚男	—	新任 社外 独立

新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

# 高橋 尚男 (たかはし・ひさお)

新任

社外

独立



生年月日

1961年2月24日

所有する当社の株式数  
一株

## 略歴、当社における地位及び担当

1983年4月	東洋工業株式会社（現、マツダ株式会社）入社	2018年4月	株式会社本田技術研究所取締役常務執行役員
1989年1月	株式会社本田技術研究所入社	2019年4月	同社取締役専務執行役員
2010年4月	Honda R&D Asia Pacific 社長	2020年4月	同社取締役兼本田技研工業株式会社常務執行役員
2014年4月	株式会社本田技術研究所常務執行役員	2022年4月	同社取締役兼本田技研工業株式会社専務執行役員
2015年4月	本田技研工業株式会社中国生産責任者兼本田技研工業（中国）投資有限公司副総経理兼本田技研科技（中国）有限公司副総経理	2023年4月	合同会社CO-SAKU代表社員（現任）
		2023年8月	国立大学法人長岡技術科学大学 特任教授（現任）

## 重要な兼職の状況

合同会社CO-SAKU 代表社員

国立大学法人長岡技術科学大学 特任教授

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高橋尚男氏は、(株)本田技術研究所及び本田技研工業(株)において開発プロジェクトに従事され、また、海外での勤務経験もあることから、技術者として、またグローバルな観点でもって当社グループの経営に対し助言・監督を行う役割を果たしていただくことが期待できるものと判断したことから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋尚男氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者との責任限定契約の締結について  
当社は、高橋尚男氏の選任が承認された際は、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同社第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、高橋尚男氏の選任が承認された際は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定にしております。
5. 当社は、役員等全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した際には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約によって、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、今回非改選の取締役及び監査役を含め、取締役会のスキルマトリックスは以下の通りとなります。

氏名	役職	属性		経営・事業戦略	ソリューション開発 (テクノロジー)	グローバル	サステナビリティ・SDGs	法務・ガバナンス	財務・会計	人材・組織
飯田 邦彦	代表取締役会長	男性		●		●	●	●	●	●
古里 龍平	代表取締役社長	男性		●	●	●	●	●		●
山下 勝弘	取締役専務執行役員	男性		●		●	●		●	●
中務 裕之	取締役	男性	社外独立	●				●	●	●
武智 順子	取締役	女性	社外独立				●	●		
高橋 尚男	取締役	男性	社外独立	●	●	●				●
大西 聡	常勤監査役	男性							●	●
疋田 鏡子	監査役	女性	社外独立				●		●	
佐々木 康夫	監査役	男性	社外独立	●					●	●

※上記一覧表は、各人の有するすべての知識・経験・能力等を表すものではありません。

以 上

# 事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要は底堅かったものの、物価上昇により個人消費に陰りが見えはじめ、足踏み状態となりました。鉱工業生産は、製造業の部品不足問題などが解消されつつありますが、世界的な先行きの不透明感により、低下傾向にあります。

米国は、インフレを抑制するための金融引き締めが続いており、市場に影響が及んできました。設備投資や住宅投資は相応な堅調さを維持していますが、依然、先行きは不透明な状況です。中国は、不動産市場の低迷を受け、景気は減速しております。ウクライナ情勢だけでなく、中東情勢も緊張感が増す中、世界的な景気減速が懸念されております。

このような経済状況にあって、工作機械受注は内需で1-12月は前期比21.0%減、外需では同12.7%減となりました。また、鉱工業生産指数には鈍化が見られ、1-12月は同1.1%減となりました。建設関連では、建築着工床面積が1-12月は同6.9%減、新設住宅戸数が1-12月は同4.6%減となりました。

当社グループは、「感動提案で今を拓き、変化の先まで伴走する。」を日々果たすべき使命とし、10年後のありたい姿から遡って2026年度までの中期経営計画『UNISOL』を策定しております。2023年度は、1stステージの2年目であり、基盤構築を行い、成長軌道へ回帰する年としており、統合シナジーの早期具現化やプラットフォームの充実、戦略分野への注力を行っております。

このような状況の下、当連結会計年度の経営成績は、売上高は172,980百万円と前期比10,563百万円増(6.5%増)、営業利益は5,705百万円と前期比190百万円減(3.2%減)となりました。また、経常利益は6,652百万円と前期比402百万円減(5.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は、4,698百万円と前期比166百万円増(3.7%増)となりました。また、期初に設定した当連結会計年度の予想ROE6.1%に対して、実績は6.6%となりました。

セグメントの経営成績は次のとおりです。

#### (機械・工具セグメント)

製造業の国内における景況感は総じて足踏み状態ではあるものの、状況は業界によって異なります。自動車業界では、半導体不足は解消し、生産は計画どおりに推移しました。設備投資に関しては、EV関連が中心となっており、電池・モーター・ギガキャストなどに重点投資がなされました。半導体業界は、落ち着いた状況が続いており、機器工具や消耗品の販売は微減となりました。

た。半導体業界の増産は、2024年春以降に期待されている状況です。また、中小企業は、機械価格の上昇等により、設備投資を先送りにしています。

北米では、工作機械の設備投資意欲が戻っているように見受けられ、受注は堅調に推移していますが、射出成形機の需要は戻っておらず販売量は減少しました。中国では、若年層の高い失業率、不動産需要の低迷など消費に弱さがあり、景気減速が続いている一方で、自動車販売においては、中国メーカーを中心に好調を維持しております。販売の3分の1程度が新エネルギー車となっており、開発が遅れている当社の顧客層である日系自動車メーカーは、販売の低迷が続いています。以上の結果、売上高は117,128百万円、営業利益は3,758百万円となりました。

#### (建設資材セグメント)

国内の建築需要は、建築着工統計に基づく居住、非居住建築ともに減少しており、都市部再開発、半導体工場関連、物流倉庫などの大型案件は底堅い動きを見せたものの、中小案件は低調に推移しました。中小案件の低迷は、主力製品の販売にも影響しました。鉄鋼メーカーはコスト上昇などを理由に価格維持の姿勢を見せており、鋼材及び建材価格は高い水準を維持しています。住宅設備に関しては、コロナ禍以前の環境に戻りつつありますが、新築着工は低調が続いています。リフォームはカーボンニュートラル社会に向けた補助金制度により、対象商品の需要は高まっています。以上の結果、売上高は45,241百万円、営業利益は1,987百万円となりました。

#### (建設機械セグメント)

国内の建設投資は、公共投資は増加し、民間投資も堅調に推移しましたが、建設業界においては2024年問題を考慮し、設備投資に慎重な姿勢が見られました。また、一部の主要建設機械の受注に関しては、エンジン問題による出荷停止の影響を受けました。以上の結果、売上高は7,605百万円、営業利益は81百万円となりました。

#### (IoTソリューションセグメント)

各業界において、監視カメラの需要は拡大傾向ですが、参入企業の増加や商品価格、物流費の上昇により、卸売市場の利益率低下が続いています。米中関係の影響で中国製監視カメラの取り扱いが限られる中、ノーブランド製品やOEM製品での提供が行われており、今後も価格競争は続くことが想定されています。当社はモノ売りからコト売りへ、付加価値の高いソリューションビジネスにシフトし、グループ会社との協業により案件数を増やしております。以上の結果、売上高は3,004百万円、営業利益は38百万円となりました。

## (2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資の総額は、3,494百万円（無形固定資産を含む）で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充、補修

セグメントの名称	名 称	内 容
建設資材 機械・工具	フルサト工業株式会社 UNISOL L.C. OSAKA	物流設備及び付帯設備の新設
機械・工具	INDUSTRIAL TOOL, INC. 新社屋	新社屋の建設並びに機械装置 及び工具器具の取得

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 財産及び損益の状況

区 分	第 1 期 2021年12月期	第 2 期 2022年12月期	第 3 期 (当期) 2023年12月期
売上高 (百万円)	74,292	162,416	172,980
経常利益 (百万円)	2,033	7,055	6,652
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,037	4,531	4,698
1株当たり当期純利益 (円)	67.11	178.91	188.26
総資産 (百万円)	108,594	122,914	120,342
純資産 (百万円)	67,361	72,139	72,719
1株当たり純資産額 (円)	2,632.94	2,816.21	2,945.65

- (注) 1. 設立第1期は、2021年4月1日から2021年12月31日までの9カ月となっております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。  
 なお、「役員向け株式給付信託」及び「従業員向け株式給付信託」が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

## (5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
フルサト工業株式会社	400百万円	100%	資材製造及び販売
株式会社マルカ	400百万円	100%	産業機械の販売、建設機械の販売及びレンタル
株式会社ジーネット	420百万円	100%	工作機械、機器・工具・器具類の販売

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	当社の総資産額
フルサト工業株式会社	大阪市中央区南新町一丁目2番10号	17,235百万円	55,945百万円
株式会社マルカ	大阪市中央区南新町二丁目2番5号	22,360百万円	

## (6) 対処すべき課題

当社グループは、グループ共通の理念として“「その手があったか」を、次々と。”をスローガンに掲げ、果たすべき使命として「感動提案で今を拓き、変化の先まで伴走する。」をミッションに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。足元の新型コロナウイルスの影響は大幅に緩和されましたが、地政学リスクや円安などの要因が継続しており、依然として不透明な経営環境が続くものと予想されます。そのような状況下、グループとして優先的に対処すべき課題を設定し、それらの取り組みを通じて、持続可能な社会の構築と当社グループの企業価値向上につなげてまいります。

### ① 法令及び社会規範の遵守

当社グループは、グループ理念の7STANDARDS（7つの判断基準）の中で、「関係法令・社会のルールを守り、高い倫理観を持ちます」とうたっています。同基準に記されている「人権の尊重」、「公平・公正の履行」とともに、社会で活動する私たちの思考及び行動における重要な判断の基準として遵守してまいります。

### ② 生産性の向上

構造的なエネルギー不足や、少子高齢化の進行による今後の労働力不足等が予測される中で、競争力を維持し収益を拡大していくために、生産性の向上に取り組んでまいります。製造現場における自動化だけでなく、RPAをはじめとする様々なデジタルテクノロジーを活用した広範な業務の自動化を推進し、当社グループ全ての部署において労働生産性を向上させることにより、収益性のみならず、省エネルギーの推進や働き方改革にもつながるものと考えております。

### ③ 人材の確保と育成

変動の激しい経営環境の下、柔軟な発想でビジネスを構築し、事業領域を拡大していくために、多様かつ優秀な人材の確保、発掘、育成が不可欠となっており、重要な経営課題であると認識しております。「オーナーシップマインドを備えたユニークな人財の育成」を人財育成方針に掲げ、「多様性を活かす」組織づくり、「挑戦を促す」意識の醸成、「自律性を育む」人財開発に取り組んでまいります。

### ④ プラットフォーム戦略の推進

それぞれの事業におけるユーザーに最適な価値を提供するための仕組みをプラットフォームと定義し、各々のビジネス領域で不足しているピース（機能、スケール等）を補完することによりソリューション力の強化を図る、プラットフォーム戦略を推進しております。今後も多様な企業との柔軟な協力体制の構築（資本・業務提携等）により、最適な価値の創出に努めてまいります。

### ⑤ グループガバナンスの強化

当社グループは、M&Aや業務提携等による事業領域の拡大を持続的な成長戦略と位置付け、それに伴うグループ経営における実効的なガバナンスの強化を、重要な経営課題であると認識しております。その課題への対処として、グループ各社のコーポレート機能の統合や内部統制システムの強化など、経営資源の集中投資を効率的かつ戦略的に実施し、グループガバナンスの強化を図ってまいります。

### ⑥ サステナビリティへの取り組み

今や地球環境や社会が抱える課題の解決は世界共通のものであり、多くの国が将来的なカーボンニュートラルの実現を表明しています。そのような中であって、企業の果たす役割への期待も高まっております。当社グループにおいては、新たにサステナビリティ推進室を設置し、ESGの幅広いテーマに体系的に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

## (7) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社グループは、提供する商品・製品・サービス別に事業部門を構成しており、報告セグメントを「機械・工具セグメント」、「建設資材セグメント」、「建設機械セグメント」、「IoTソリューションセグメント」の4区分としております。

各セグメントの事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
機械・工具セグメント	工作機械、鍛圧機械、射出成形機、ロボット・物流機械などの生産ライン設備等の産業機械とその周辺装置の国内外向け直販、卸売及びエンジニアリング（機械事業） 中小型の機器、工具、消耗品等の卸売、切削工具等の自動車産業への直販（工具事業）
建設資材セグメント	鉄骨建築業者向けの鋸螺類、金物類、溶接関連資材、塗装関連資材、機械工具類等の直販、及びターンバックルブレース等の製造、直販 プラント配管業者向けの管工機材、鋸螺類、機器工具類等の直販 システムキッチン、ユニットバス等住宅設備の卸売
建設機械セグメント	クレーン、掘削機械、基礎工事用機械、高所作業車等の建設機械、その周辺装置の販売とレンタル、及び建設機械のオペレーター付レンタル
IoTソリューションセグメント	監視カメラシステム、防犯システム等のシステム導入・機器販売、及びアクセスコントロール（入退室管理）等のストック型サービス

**(8) 主要な事業所及び工場** (2023年12月31日現在)

## ① 当社

本 社	大阪市中央区南新町一丁目2番10号
-----	-------------------

## ② フルサト工業株式会社

本 社	(大阪本社) 大阪市中央区南新町一丁目2番10号 (東京本社) 東京都大田区平和島三丁目1番7号
営業所	全国54営業所
工 場	宇都宮(栃木県)・埼玉(埼玉県)・滋賀(滋賀県)・久留米(福岡県)
その他	配送センター(大阪府)・関東配送センター(埼玉県)

## ③ 株式会社マルカ

本 社	大阪市中央区南新町二丁目2番5号
支 社	東京支社(東京都)
支 店	東北支店(宮城県)・静岡支店(静岡県)・名古屋支店(愛知県) 岡山支店(岡山県)・福岡支店(福岡県)・台北支店(台湾)
営業所	全国3営業所

## ④ 株式会社ジーネット

本 社	大阪市中央区南新町一丁目2番10号
支 社	東京支社(東京都)・名古屋支社(愛知県)・大阪支社(大阪府)
営業所	全国31営業所
その他	東流センター(東京都)・名流センター(愛知県)・大流センター(大阪府)

⑤ その他の子会社

国 内	岐阜商事株式会社	岐阜県岐阜市
	株式会社セキュリティデザイン	東京都千代田区
	ソノルカエンジニアリング株式会社	大阪府茨木市
	ジャパンレンタル株式会社	神奈川県川崎市
	株式会社管製作所	山形県天童市
	北九金物工具株式会社	福岡県北九州市
	アルプラス株式会社	長野県伊那市
	ティーエス プレシジョン株式会社	山口県岩国市
海 外	MARUKA U.S.A.INC.	米国・ミズーリ州
	INDUSTRIAL TOOL, INC.	米国・ミネソタ州
	MARUKA MEXICO S.A.de C.V.	メキシコ・アグアスカリエンテス市
	上海丸嘉貿易有限公司	中国・上海市
	広州丸嘉貿易有限公司	中国・広州市
	MARUKA MACHINERY (THAILAND) CO.,LTD.	タイ・バンコク市
	PT. MARUKA INDONESIA	インドネシア・ジャカルタ市
	PT. UNIQUE SOLUTIONS INDONESIA	インドネシア・ブカシ県
	MARUKA (M) SDN.BHD.	マレーシア・シャーアラム市
MARUKA VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム・ハノイ市	

- (注) 1. 2023年8月31日付で、当社の連結子会社である株式会社マルカが、ティーエス プレシジョン株式会社の全株式を取得し、同社を新たに子会社と致しました。
2. 2023年4月1日付で、株式会社ミヤザワがアルプラス株式会社へ称号変更致しました。

**(9) 使用人の状況** (2023年12月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,005名	+54名

(注) 使用人数には、パート社員を含んでおりません。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
102名	+20名	42.0歳	12.8年

- (注) 1. 当社従業員は、全て連結子会社のフルサト工業株式会社、株式会社マルカ及び株式会社ジーネットからの出向者であり、平均勤続年数の算定に当たっては当該会社の勤続年数を通算しております。  
2. 使用人数には、パート社員を含んでおりません。

**(10) 主要な借入先の状況** (2023年12月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- |   |              |
|---|--------------|
| ① 発行可能株式総数  | 100,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数  | 25,174,214株  |
| (注) 2023年9月29日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は、前期末に比べて389,600株減少しております。 |              |
| ③ 株主数   | 12,411名      |
| ④ 大株主 (上位10名)   |              |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 エ フ ア ー ル テ イ	2,753,861株	11.21%
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	2,508,200株	10.21%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,003,600株	8.15%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS L E N D I N G A C C O U N T	853,493株	3.47%
コ ベ ル コ 建 機 株 式 会 社	766,260株	3.12%
株 式 会 社 不 二 越	743,040株	3.02%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	632,584株	2.57%
フルサト・マルカグループ従業員持株会	598,635株	2.43%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	518,390株	2.11%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	496,640株	2.02%

- (注) 1. 当社は、自己株式を616,765株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 ( 社 外 取 締 役 を 除 く )	7,400株	1名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「(2) 会社役員 の 状 況 ② 取 締 役 及 び 監 査 役 の 報 酬 等」に記載しております。  
2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式であります。

## (2) 会社役員の様況

### ① 取締役及び監査役の様況 (2023年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役会長	飯 田 邦 彦	株式会社マルカ代表取締役社長 最高経営責任者 (CEO) ソノルカエンジニアリング株式会社取締役
代表取締役社長	古 里 龍 平	フルサト工業株式会社代表取締役社長 株式会社ジーネット代表取締役社長 株式会社セキュリティデザイン代表取締役社長 株式会社マルカ取締役
取締役 (専務執行役員)	竹 下 敏 章	株式会社マルカ代表取締役会長 ソノルカエンジニアリング株式会社取締役 MARUKA U.S.A. INC.取締役 株式会社ジーネット取締役
取締役 (専務執行役員)	山 下 勝 弘	フルサト工業株式会社専務取締役 株式会社ジーネット取締役
取締役	小 谷 和 朗	
取締役	中 務 裕 之	中務公認会計士・税理士事務所代表 株式会社京都フィナンシャルグループ社外取締役 (監査等委員)
取締役	武 智 順 子	弁護士法人御堂筋法律事務所社員 岩井コスモホールディングス株式会社社外取締役
常勤監査役	大 西 聡	株式会社セキュリティデザイン監査役
監査役	疋 田 鏡 子	疋田公認会計士事務所所長 関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科 教授 日本公認会計士協会 理事 株式会社PALTAC社外監査役
監査役	佐々木 康 夫	

- (注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。  
2023年3月30日開催の第2回定時株主総会終結の時をもって、取締役難波経久氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役のうち小谷和朗、中務裕之及び武智順子の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役のうち疋田鏡子及び佐々木康夫の両氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役大西聡氏は、金融機関における長年の経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役疋田鏡子氏は、公認会計士としての長年の経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役佐々木康夫氏は、会社経営における豊富な経験を通じて高い見識を有しております。
5. 当社は、取締役小谷和朗、中務裕之及び武智順子の各氏と監査役疋田鏡子及び佐々木康夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
6. 取締役中務裕之氏は、2023年10月1日付で、株式会社京都銀行社外監査役を退任され、2023年10月2日付で、株式会社京都フィナンシャルグループ社外取締役 (監査等委員) に就任されました。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、取締役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針を決議しております。当社の役員の報酬は、以下を基本方針としております。

- (1) 役位ごとの役割や責任の範囲に相応しいものであること
- (2) 会社業績と連動したものであること
- (3) 中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものであること
- (4) 株主との利益意識の共有を重視したものであること
- (5) 報酬決定のプロセスに透明性及び客観性が担保されていること
- (6) 優秀な経営人材を確保できる報酬水準であること

以上の方針をもとに、株主総会で決議される報酬総額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により、報酬額を決定いたします。

#### a. 基本報酬に関する方針

取締役の役位等に応じた基本報酬と代表権を有する取締役に対して支給される責任給で構成され、金銭にて毎月支給されます。基本報酬は、報酬テーブルに基づき決定され、役位が変更しない限りその額は変更されませんが、例外的に報酬委員会において、個々の役員の評価が検討される場合があります。

#### b. 非金銭報酬等に関する方針

##### (業績連動型株式報酬)

対象取締役に対し、当社グループの持続的成長と中長期的企業価値向上への動機づけ、株価の変動による利益の一致を株主と共有することで、企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたもので、每事業年度期初の連結ベースの予想営業利益とROEの達成度に応じてポイントを付与し、取締役の退任時に、付与されたポイント数に相当する数の当社株式等を交付します(別途、定めのある『株式給付規程』に則った運用とします)。

業績連動型株式報酬に係る指標は、決算短信で開示される每事業年度期初の連結ベースの予想営業利益及びROEの達成率であり、達成率に応じて設定された係数を、役位別の基礎ポイントに乗じて付与するポイント数を決定します。株式報酬の限度額は、役員報酬の限度枠とは別枠で、信託期間5年間について約金121百万円と定めております。

c. 業績連動報酬等に関する方針

(役員賞与)

役位別基本報酬の20% (取締役社長のみ25%) を基準額とし、事業年度における業績結果によって、基準額に0%~30%を乗じた金銭を、原則として翌期4月の第一営業日に支給します。業績係数は連結営業利益計画 (社内目標値) に対する達成率が採用されます。

d. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役会で報酬額を決議する際には、取締役会のもとに設置されている、過半数が社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める報酬委員会において個別・具体的な内容について協議を行い、その協議内容を取締役会に報告し審議することで、透明性及び客観性を確保しております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、過半数が社外取締役で構成される報酬委員会において、2022年2月14日開催の取締役会で決議された「取締役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針」と沿ったものとなっているか、業績にふさわしい水準となっているかを協議し、その協議内容が取締役会に報告し審議されておりますことから、報酬額の算定方法が上記の方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	232 (18)	180 (18)	43 (-)	8 (-)	8 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	24 (10)	24 (10)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	256 (28)	205 (28)	43 (-)	8 (-)	11 (5)

- (注) 1. 上記には、2023年3月30日開催の第2回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。  
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 3. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結営業利益であり、その実績は5,705百万円であります。当該指標を選択した理由は、事業年度ごとのグループ全体の業績向上に対する意識を高めるためであります。当社の業績連動報酬等は、役位別基本報酬に0~30%の係数を乗じたもので算定されております。  
 4. 非金銭報酬等の内容は株式報酬制度「役員向け株式給付信託」であり、毎事業年度期初の業績目標 (連結ベースの営業利益、ROE) の達成度に応じてポイントを付与し、取締役の退任時に、付与された累積ポイント相当の当社株式が信託を通じて交付される仕組みであります。なお、当事業年度における連結営業利益の達成率は100.1%、連結ROEの達成率は、108.2%であります。

5. 取締役の報酬等の額は、2022年3月30日開催の第1回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち、社外取締役300百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は3名）であります。また別枠で、同総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、その対象期間5事業年度に当社が拠出する金員の上限を121百万円、取得する当社株式数の上限を51千株と決議いただいております。当該株主総会終結時点の当該制度の対象となる取締役の員数は、5名であります。
6. 監査役の報酬等の額は、2022年3月30日開催の第1回定時株主総会において、年額26百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
7. 業績連動報酬等には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額を記載しております。
8. 非金銭報酬等には、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険契約の概要は次のとおりでございます。

#### イ. 当該保険契約の被保険者の範囲

当社及び子会社でありますフルサト工業株式会社、株式会社マルカ、株式会社ジーネット、その他国内及び海外子会社全ての役員等（取締役、監査役、執行役員）であります。

#### ロ. 被保険者の実質的な保険料負担割合

全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

#### ハ. 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害及び訴訟費用等に対して填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

### ④ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役中務裕之氏は、中務公認会計士・税理士事務所代表、株式会社京都フィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。
- ・取締役武智順子氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所社員、岩井コスモホールディングス株式会社社外取締役であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。
- ・監査役疋田鏡子氏は、疋田公認会計士事務所所長、株式会社PALTAC社外監査役であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役에게 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小谷和朗	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。議案審議に必要な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定を主導、報酬委員会の委員として、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	中務裕之	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、報酬委員会の委員長として、役員報酬等の決定過程における監督機能を主導、指名委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定を担っております。
取締役	武智順子	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	疋田鏡子	当事業年度に開催された取締役会12回中11回、監査役会13回中12回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	佐々木康夫	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、監査役会も13回全てに出席いたしました。議案審議に必要な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

## ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

区 分	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	69
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	69

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### ① 内部統制システムの基本的な考え方

当社は、取締役会において当社グループ各社の業務執行管理機能を担う持株会社として、当社を含むグループ会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針を決議し、以下のように定めております。

当社は、この基本方針に基づき機動的かつ求心力のあるグループ経営のもと、グループガバナンス体

制の強化、改善に継続的に取り組み、効率的で透明性の高い経営体制を構築し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現を目指します。

なお、当社は内部統制システムの構築とその適正な運用、改善・強化を図ることを目的として、社長の下に内部統制委員会を設置しております。内部統制委員会は内部統制システムの基本方針に基づく内部統制システムの構築と運用のモニタリングを行い、課題点についての改善・指導を行っております。

- ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、及び取締役会規程の定めに従い、経営上の重要な事項について決定する。取締役は、取締役会の決定に基づき、各自の業務分担に応じた職務を執行するとともに、使用人の職務を監督し、それらの状況を取締役に報告する。
  - ・ 取締役会は、当社グループの基本方針・行動規範等を制定し、それを当社グループの取締役、監査役、執行役員及び従業員等に対して周知し、コンプライアンスの強化に取り組む。
  - ・ 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス態勢の監視及び改善等を目的として、社長の下にグループ横断的なコンプライアンス委員会を設置する。
  - ・ 当社は、当社グループの取締役等を含む全従業員を対象とした内部者通報窓口を外部の弁護士事務所に設置し、法令等違反行為及びグループの信用や名誉を毀損させる恐れのある行為を未然に防止、または速やかに認識する。
  - ・ 内部監査部門は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、監査結果を社長に報告する。また、当該監査結果を監査役に説明することにより、監査役と連携を図る。
- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 当社を含むグループ各社の、取締役等の職務の執行に係る重要な情報については、文書管理規程により定められた所管部署が適切に保存・管理し、取締役・監査役が常時閲覧できる状態とする。
  - ・ グループにおけるデジタル情報の管理は、情報管理担当役員が、情報管理規程に基づき統括し、諮問に応じて情報の管理状況を、取締役会、監査役会、経営会議に答申する。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社は、当社グループを取り巻く様々なリスクを適切に管理するために、リスク管理規程を定め、グループ全体のリスク管理体制を整備する。
  - ・ グループにおける多種多様なリスクの認識・把握、リスク対策の立案、リスクコントロールを行う

ことを目的としたリスク管理委員会を社長の下に設置し、グループ各社が抱える各種のリスクの状況を把握・管理する。

- ・当社を含むグループ会社に、緊急かつ不測の事態が生じた場合は、危機管理規程に従って社長指揮下の対策本部を設置し、損害の拡大防止、またそれを最小限に止める体制を構築する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催する。
- ・法令、定款の定め、及び当社関連規程により、取締役会が決定すべき事項と取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にし、効率的な取締役の職務執行体制を確保する。
- ・取締役会は、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、前項の定めを除く業務執行に係る権限を社長に委任し、社長は業務執行に係る権限を、各業務を担当する取締役に委任することができる。
- ・職務執行の監督機能を強化し、経営の客観性を向上させるため、取締役会には独立した立場の社外取締役と社外監査役を含める。
- ・経営方針及び経営戦略等に関わる重要事項については、事前に経営会議において議論し、その審議を経て業務執行の決定を行う。

⑥ 当社及び子会社からなる企業集団（以下当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、当社グループ各社の業務執行管理機能を担う持株会社として、事業会社の経営の自主独立を尊重しつつ、各社に対する監督機能の実効性確保を目的としたコーポレート・ガバナンス基本方針を策定する。
- ・当社は、グループ戦略の決定、グループ経営資源の適正な配分及び資本政策の策定等の役割を担うとともに、グループにおける業務の適正を確保するために関係会社管理規程等を策定し、同規程等に基づき、直接的に経営管理する子会社と企業間契約を締結し、事業会社の経営上の重要事項について報告を求める。
- ・当社は、グループ全体のリスク管理、コンプライアンス、危機管理体制、その他内部統制システムに必要な体制の構築及び運用を支援し、グループ各社の状況に応じた経営管理体制の構築に取り組む。
- ・当社の内部監査部門は、グループ各社の内部監査部門（または担当者）と連携し、直接・間接的に実施するグループ会社の監査を通じて、当社グループの内部統制システムの運用状況を把握し評価

する。

- ・ 当社は、当社グループの従業員等が直接通報することで、法令違反行為等を未然に防止または速やかに認識し、是正することを目的に外部弁護士を窓口とする内部者通報制度を設ける。また、監査役及び監督官庁等の外部機関等を含めた通報先とした通報者に対し、通報を行ったという事実を理由とした不利益取扱いは一切行わない。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 監査役よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、当社及びグループ会社の使用人から監査役補助者を任命する。
- ・ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲において監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役等の指揮命令を受けないこととする。
- ・ 当該使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を必要とする。
- ・ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、当該他部署の業務が監査役に係る業務を妨げないこととする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役に対し担当部門の業務の状況を適時、また重要事項が生じた場合は都度報告するものとし、監査役は当社の経営会議議事録や稟議事項等の重要情報及びグループ会社からの報告に係る情報を常時閲覧できるとともに、必要に応じて当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ・ 当社は、監査役が取締役会のほか経営会議や内部統制委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の重要な機関等の協議の場に常時出席する機会を確保するものとし、また監査役からの求めに応じ、その議題内容につき事前に提示を行う。
- ・ 内部者通報制度により通報された情報で、法令違反その他コンプライアンス上の問題については、監査役に報告するものとする。
- ・ 当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を内部通報規程に定め、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で定期的な会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換会を行う。
  - ・ 監査役は、監査役会が策定する監査計画に基づき、業務執行取締役及び重要な使用人から個別に職務の執行状況を聴取し、報告を求めることができることとする。
  - ・ 監査役は、内部監査部門との連携を保ち、必要に応じて同部門に調査を求める。
  - ・ 監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合、会社は速やかに費用または債務の処理を行う。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制
- ・ 当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制システムの有効かつ効率性を評価、報告する体制の整備、運用を行う。
  - ・ 社内研修等により、グループ各社に内部統制の重要性を周知徹底させ、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて財務報告の適正性の確保を図る。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容
- ・ 当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方をコンプライアンス・マニュアルに明記し、全グループ社員に周知徹底させる。
  - ・ 社内の体制としては、総務部を対応統括部署と定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集するとともに情報共有を図り、組織的に対応できるようにグループ内の体制整備を行う。

## (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の内部統制システムの構築、維持、改善を図るための運用状況の概要は次のとおりです。

### ① 取締役の職務の執行

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。原則毎月1回の定例取締役会を開催し、必要に応じ臨時取締役会を機動的に開催し、十分な議論の上にて的確かつ迅速に意思決定を行っております。当事業年度において取締役会は12回開催され、各議案についての審議・業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

### ② 監査役の職務執行

当事業年度において監査役会は13回開催され、社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づく監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等への出席や代表取締役、社外取締役との意見交換会等を実施しております。また、主要な子会社への往査、会計監査人並びにリスク管理部門、内部監査部門との情報交換等を行うことで、取締役の職務の執行状況を監視し、経営監視機能を果たしております。

### ③ コンプライアンス

当社では、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、当社グループの基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンス態勢の監視及び改善等を目的として、社長の下にグループ横断的なコンプライアンス委員会を設置しております。また、違法行為、社会規範や企業倫理に反する行為を防止・是正するために、社内は総務部長を、社外は外部弁護士事務所を窓口とする「コンプライアンスライン」を設置し、相談窓口に通報した者がそれを理由に不利益な取扱いを受けないよう「内部通報規程」で定めております。

### ④ リスクマネジメント

当社では、当事業年度において、「リスク管理委員会」を2回実施し、主要な子会社の社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応を検討、実施しております。また、大規模な災害、事故等の重大な危機事象発生の際は、社長指揮下の危機対策本部を設置して対応する体制構築を「危機管理規程」で定めております。

### ⑤ 内部監査体制

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部統制の徹底と業務プロセスの適正化、法令・規程の遵守、手続の正当な執行等の有効性を評価するため内部監査を実施し、業務の適正化に努めました。監査結果やその他の情報については、代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても報告しております。また、会計監査人が実施している棚卸監査への立会い等のほか、意見交換、打合わせ等を適時適切に行うことで相互連携を図っております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>84,207</b>
現金及び預金	21,750
受取手形及び売掛金	31,365
電子記録債権	11,743
リース投資資産	23
商品及び製品	11,535
仕掛品	2,884
原材料及び貯蔵品	442
その他	4,487
貸倒引当金	△24
<b>固定資産</b>	<b>36,134</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>24,628</b>
建物及び構築物	8,546
機械装置及び運搬具	922
工具、器具及び備品	567
貸与資産	1,049
リース資産	239
土地	10,416
建設仮勘定	2,887
<b>無形固定資産</b>	<b>2,837</b>
のれん	992
営業権	960
その他	884
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,669</b>
投資有価証券	5,145
退職給付に係る資産	1,082
繰延税金資産	415
その他	2,112
貸倒引当金	△87
<b>資産合計</b>	<b>120,342</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>45,105</b>
支払手形及び買掛金	17,777
電子記録債務	16,706
短期借入金	896
1年内返済予定の長期借入金	47
リース債務	90
未払法人税等	1,152
契約負債	4,631
賞与引当金	703
役員賞与引当金	57
従業員株式給付引当金	111
製品保証引当金	68
その他	2,862
<b>固定負債</b>	<b>2,517</b>
長期借入金	451
リース債務	189
繰延税金負債	1,070
役員退職慰労引当金	52
役員株式給付引当金	49
退職給付に係る負債	158
その他	546
<b>負債合計</b>	<b>47,623</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>68,132</b>
資本金	5,000
資本剰余金	27,334
利益剰余金	37,544
自己株式	△1,746
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,705</b>
その他有価証券評価差額金	2,161
繰延ヘッジ損益	△1
為替換算調整勘定	1,462
退職給付に係る調整累計額	83
<b>非支配株主持分</b>	<b>881</b>
<b>純資産合計</b>	<b>72,719</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>120,342</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	172,980
売上原価	145,985
売上総利益	26,994
販売費及び一般管理費	21,289
営業利益	5,705
営業外収益	1,097
受取利息及び配当金	252
仕入割引	454
為替差益	108
その他	281
営業外費用	150
支払利息	29
その他	120
経常利益	6,652
特別利益	272
投資有価証券売却益	0
固定資産売却益	272
特別損失	31
固定資産売却損	2
固定資産除却損	20
関係会社出資金評価損	7
税金等調整前当期純利益	6,894
法人税、住民税及び事業税	2,188
法人税等調整額	△27
当期純利益	4,733
非支配株主に帰属する当期純利益	34
親会社株主に帰属する当期純利益	4,698

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,000	28,299	35,734	△322	68,712
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△2,888		△2,888
親会社株主に帰属する当期純利益			4,698		4,698
自己株式の取得				△2,807	△2,807
自己株式の処分		△2		420	417
自己株式の消却		△962		962	－
連結子会社株式の追加取得による持分の増減		△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					－
当 期 変 動 額 合 計	－	△965	1,810	△1,424	△580
当 期 末 残 高	5,000	27,334	37,544	△1,746	68,132

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰ヘッジ損益	延為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,414	6	1,296	△102	2,615	810	72,139
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△2,888
親会社株主に帰属する当期純利益							4,698
自己株式の取得							△2,807
自己株式の処分							417
自己株式の消却							－
連結子会社株式の追加取得による持分の増減							△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	746	△7	165	185	1,089	70	1,160
当 期 変 動 額 合 計	746	△7	165	185	1,089	70	580
当 期 末 残 高	2,161	△1	1,462	83	3,705	881	72,719

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,682</b>
現金及び預金	5,607
関係会社短期貸付金	994
その他	80
<b>固定資産</b>	<b>49,262</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>71</b>
建物	28
工具器具備品	42
<b>無形固定資産</b>	<b>121</b>
ソフトウェア	120
その他	1
<b>投資その他の資産</b>	<b>49,069</b>
関係会社株式	48,794
その他	274
<b>資産合計</b>	<b>55,945</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>3,137</b>
関係会社短期借入金	2,953
未払金	10
未払法人税等	30
賞与引当金	31
役員賞与引当金	29
その他	82
<b>固定負債</b>	<b>49</b>
役員株式給付引当金	49
<b>負債合計</b>	<b>3,186</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>52,758</b>
<b>資本金</b>	<b>5,000</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>42,590</b>
資本準備金	1,250
その他資本剰余金	41,340
<b>利益剰余金</b>	<b>6,807</b>
その他利益剰余金	6,807
繰越利益剰余金	6,807
<b>自己株式</b>	<b>△1,639</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>-</b>
<b>純資産合計</b>	<b>52,758</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>55,945</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額
営	業	収	益	6,085
営	業	費	用	956
営	業	利	益	5,129
営	業	外	収 益	15
	受	取	利 息	0
	そ	の	他	15
営	業	外	費 用	26
	支	払	利 息	5
	そ	の	他	21
経	常	利	益	5,118
税	引	前	当 期 純 利 益	5,118
法	人 税	、	住 民 税 及 び 事 業 税	6
法	人 税	等	調 整 額	13
当	期	純	利 益	5,098

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 線 越 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	5,000	1,250	42,306	43,556	4,596	4,596	△129	53,023	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△2,888	△2,888		△2,888	
当 期 純 利 益					5,098	5,098		5,098	
自己株式の取得							△2,807	△2,807	
自己株式の処分			△2	△2			335	332	
自己株式の消却			△962	△962			962	-	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△965	△965	2,210	2,210	△1,509	△264	
当 期 末 残 高	5,000	1,250	41,340	42,590	6,807	6,807	△1,639	52,758	

	評価・換 算差額等	純資産 合 計
当 期 首 残 高	-	53,023
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△2,888
当 期 純 利 益		5,098
自己株式の取得		△2,807
自己株式の処分		332
自己株式の消却		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	△264
当 期 末 残 高	-	52,758

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

フルサト・マルカホールディングス株式会社

取締役会 御中

2024年2月16日

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 城 卓 男  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木戸脇 美 紀  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フルサト・マルカホールディングス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フルサト・マルカホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

フルサト・マルカホールディングス株式会社  
取締役会 御中

2024年2月16日

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 城 卓 男  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木戸脇 美 紀  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フルサト・マルカホールディングス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査方針、監査計画に従い、取締役、内部監査部門、及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月20日

フルサト・マルカホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 大西 聡<sup>④</sup>

監査役  
(社外監査役) 疋田 鏡子<sup>④</sup>

監査役  
(社外監査役) 佐々木 康夫<sup>④</sup>

# TOPICS トピックス

## ティーエス プレシジョン株式会社が新たにグループに加わりました

ティーエス プレシジョン株式会社が新たにグループに加わりましたのでご紹介します。  
錦帯橋で有名な山口県岩国市に本社及び工場を構えるティーエス プレシジョン株式会社は、フォーミングマシンや等速ジョイント加工機的设计・製造・販売を行っており、自動車業界を中心に、国内外の多くのお客様に製品を採用いただいております。

### 会社概要

会社名 ティーエス プレシジョン株式会社  
創 立 1995年12月6日  
資 本 金 5,000万円 [株式会社マルカ全額出資]  
代 表 者 代表取締役社長 佃 保宏  
本社・工場 山口県岩国市日の出町2番36号  
事業所 松山事業所  
営業所 名古屋営業所  
営 業 品 目 フォーミングマシン、等速ジョイント加工機、特殊専用工作機械、部品加工  
従 業 員 73名 (2023年9月現在)  
U R L <http://www.tsprecision.co.jp/>



錦帯橋 (岩国市の名勝)



岩国本社&工場

### 製品紹介



フォーミングマシン



等速ジョイント加工機

# 株主総会会場 ご案内図

会場

シティプラザ大阪 2階「SYUN -旬-」

大阪市中央区本町橋 2番31号 TEL 06-6947-7888



◎当日は駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

最寄駅



地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅

1号、12号出口より徒歩約6分

地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅

4号出口より徒歩約7分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンでご案内します。  
右図を読み取りください。



フルサト・マルカホールディングス



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。